

[事案 29-175] 保険料払込方法遡及変更等請求

・平成 30 年 3 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

クレジットカードによる保険料の払込みを認めること等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成 9 年 10 月から平成 24 年 11 月にかけて契約した終身保険等の 5 件の保険契約について、以下の理由により、保険料払込方法をクレジットカード扱いとすること、終身保険の払済保険への変更を無効とすること、クレジットカードでの保険料払込みを断られたことに対する損害賠償、平成 28 年 6 月以降の保険料払込方法変更を無効とすることを求める。

- (1)約款に、保険料払込方法について「クレジットカード扱い」と記載されているほか、店頭パンフレット等にもクレジットカードによる入金方法が記載されている。
- (2)終身保険から払済保険への変更は、クレジットカードによる保険料の払込みができないと誤信して行った。
- (3)クレジットカードでの保険料払込みを断られたため、保険料払込みにより生じるポイント相当額等の損害が生じた。
- (4)平成 28 年 6 月以降の保険料払込方法の変更は、送金扱いにすればクレジットカードによる支払いができると誤信して行った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)5 件のうち一部の保険契約は、約款にクレジットカード扱いについての記載がない。
- (2)クレジットカード扱いが約款に記載されている契約については、今後取扱う可能性のある保険料払込方法を列挙したもので、すべての方法を常に必ず取り扱うことを約束するものではない。
- (3)クレジットカード扱いは、インフラ環境等の観点から、現在は取り扱っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険料払込方法変更時の状況等を把握するため、申立人および保険会社担当者の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承諾する義務を負うものとは認められず、申立人が送金扱いにすればクレジットカードによる保険料の払込みが可能であると誤信したとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。